

改正 令和5年5月31日 原規規発第2305311号 原子力規制委員会決定

令和5年5月31日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第3号）の施行の日（令和5年6月28日）から施行する。

改正後	改正前
<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>・<u>使用規則第6条の3第2項第10号</u></p> <p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p>1) <u>原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p>2) <u>廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p>3) <u>廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p>

	<p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p>
--	--------------------------------------------------------------------------